平成21年８月１日から平成22年７月31日まで	98.1
平成22年８月１日から平成23年７月31日まで	99.5
平成23年８月１日から平成24年７月31日まで	99.2
平成24年８月１日から平成25年７月31日まで	99.4
平成25年８月１日から平成26年７月31日まで	99.7

備考

１　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

２　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

３　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成25年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

４　算定事由発生日が平成25年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

○厚生労働省
環境省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、次に掲げる新規化学物質が同項第五号に該当するものである旨の通知をしたので、同条第四項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）第２条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第４条第１項の規定に基づき、同項第５号に該当するものである旨の通知をした新規化学物質の名称	整理番号
6779	1^5，3^5，5^5，7^5―テトラ―*tert*―ブチル―２，２，４，４，６，６，８，８―オクタオキソ―２λ^6，４λ^6，６λ^6，８λ^6―テトラチア―１，３，５，７（１，３）―テトラベンゼナシクロオクタファン―1^2，3^2，5^2，7^2―テトラオールを主成分（90％以上）とする、1^5，3^5，5^5，7^5―テトラ―*tert*―ブチル―２，２，４，４，６，６，８，８―オクタオキソ―２λ^6，４λ^6，６λ^6，８λ^6―テトラチア―１，３，５，７（１，３）―テトラベンゼナシクロオクタファン―1^2，3^2，5^2，7^2―テトラオール及び1^5，3^5，5^5，7^5，9^5，11^5，13^5，15^5―オクタ―*tert*―ブチル―２，２，４，４，６，６，８，８，10，10，12，12，14，14，16，16―ヘキサデカオキソ―２λ^6，４λ^6，６λ^6，８λ^6，10λ^6，12λ^6，14λ^6，16λ^6―オクタチア―１，３，５，７，９，11，13，15（１，３）―オクタベンゼナシクロヘキサデカファン―1^2，3^2，5^2，7^2，9^2，11^2，13^2，15^2―オクタオールの混合物	(5)―6976
6780	３―メトキシ―*N*，*N*―ジメチルプロパンアミド	(2)―4126
6781	３―ブトキシ―*N*，*N*―ジメチルプロパンアミド	(2)―4127
6782	アクリルアミド・アクリル酸・アクリロニトリル・ブタン―１―イル＝アクリラート・２―ヒドロキシエチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)―3224
6783	アクリルアミド・アクリル酸・アクリロニトリル・ブタン―１―イル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)―3225
6784	アクリルアミド・ブタン―１―イル＝アクリラート・２―ヒドロキシエチル＝アクリラート・イソブチル＝メタクリラート・２―メトキシエチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・ビニル＝アセタート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)―3226
6785	アクリル酸・ブタン―１―イル＝アクリラート・２―ヒドロキシエチル＝メタクリラート・２―メトキシエチル＝アクリラート・メチル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)―3227
6786	イソフタル酸・２，２′―ジメチル―４，４′―（プロパン―２，２―ジイル）ジフェノール・３，３′，５，５′―テトラメチルビフェニル―４，４′―ジオール・テレフタル酸重縮合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(7)―3211
6787	*N*―（２―アミノエチル）エチレンジアミン、［２―（クロロメチル）オキシラン・４，４′―（プロパン―２，２―ジイル）ジフェノール重縮合物］、４，４′―（プロパン―２，２―ジイル）ジフェノール及び無水酢酸の反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(7)―3212
6788	オクタデカン―１―イル＝アクリラート・３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８―トリデカフルオロオクタン―１―イル＝メタクリラート共重合物とその片末端及び両末端ドデカン―１―チオール付加物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)―3228
6789	２―エチルヘキサン―１―イル＝アクリラート・２―ヒドロキシエチル＝メタクリラート・α―メタクリロイル―ω―メトキシポリ（オキシエチレン）・４―メチルスチレン・１―ビニル―１*H*―イミダゾール共重合物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(7)―3213